

1 大阪狭山市狭山ニュータウン地区活性化指針策定委員会規則

平成 30 年 3 月 30 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成 25 年大阪狭山市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、大阪狭山市狭山ニュータウン地区活性化指針策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 策定委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係事業者
- (5) 関係行政機関を代表する者
- (6) 本市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員は、当該策定に係る調査、研究及び審議が終了したときは、退任するものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意

見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、政策推進部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に行われる策定委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

2 大阪狭山市狭山ニュータウン地区活性化指針策定委員会委員名簿

(敬称略)

規則第2条		氏 名	所属・役職
1号	市民 (50音順)	岡田 雅美	
		小川 生美子	
		俵 益生	
		橋本 巖	
		前川 淳子	
2号	識見を有する者	上甫木 昭春	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
		小野 達也	大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 教授
		溝手 真理	帝塚山学院大学 人間科学部 教授
3号	関係団体を 代表する者	菊屋 英一	大阪狭山市地区長会 会長
		疋田 正信	大阪狭山市民生委員児童委員協議会 ニュータウン連絡会代表
		宮下 治晃	社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会 常務理事
		吾妻 孝	NPO法人南中学校区円卓会議 理事長 (平成30年6月10日～)
			NPO法人南中学校区円卓会議 副理事長
4号	関係事業者	山田 貴之	南海電気鉄道株式会社 営業推進室 なんば・まち創造部 課長 (平成30年6月22日～)
		〔池田 守〕	南海電気鉄道株式会社 経営企画室 課長 (～平成30年6月21日)
		芥子 孝満	南海バス株式会社 企画部 企画課長 (平成30年6月22日～)
		〔秋元 克之〕	〔同上〕 (～平成30年6月21日)
5号	関係行政機関を 代表する者	中杉 重登	大阪府住宅まちづくり部 副理事
6号	本市職員	田中 斉	大阪狭山市政策推進部長
		水口 薫	大阪狭山市健康福祉部長
		楠 弘和	大阪狭山市都市整備部長
		山崎 正弘	大阪狭山市教育部長

※〔 〕内は前任者

3 大阪狭山市狭山ニュータウン活性化指針策定委員会の審議経過

回 数	開催期日	案 件
第 1 回	平成 30 年 6 月 5 日（火）	狭山ニュータウン地区活性化指針の策定について （狭山ニュータウン地区の現状と課題について）
第 2 回	平成 30 年 7 月 31 日（火）	めざすべき将来像と取組項目について
第 3 回	平成 30 年 9 月 19 日（水）	狭山ニュータウン地区活性化指針骨子（案）について
第 4 回	平成 30 年 11 月 13 日（火）	狭山ニュータウン地区活性化指針（素案）について
第 5 回	平成 30 年 12 月 17 日（月）	狭山ニュータウン地区活性化指針（案）について

用語解説

【ア行】

空家等対策計画

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、市町村がその区域で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国の基本指針に即して、定めた計画。

アプリケーション

OSに対して、ワープロ、表計算、グラフィックス、電子メールなど、用途に応じて作られたソフトウェアを指す。

いきいき百歳体操

高知市で始まった住民主体の介護予防体操で、「歩行速度が上がった」、「つまずきが減った」など様々な成果が出ていることが注目され、全国的に広がりを見せているもの。

オープンカフェ

道路に面した壁や屋根を取り払い、日差しや風を取り込むように設計された喫茶店やレストラン。

オールドタウン化

大都市圏や地方中心都市の近郊で高度経済成長期及びその後に開発されたニュータウンにおいて、公共公益施設や利便施設等の老朽化や陳腐化と、若年層の転出や高齢化が進む現象のこと。

【カ行】

街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する公園のこと。

共同住宅

住宅の建て方を区分したもので、1棟に2つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共有しているものや2つ以上の住宅を重ねて建てたもの。

子育て支援センター

子育て中の親子が集い、交流できる場所。子育てに関する相談や講座、年齢別交流会、地域の子育て情報の提供、子育てサークルの支援を行っている。

こども園

小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設のこと。

コミュニティカフェ

地域のコミュニティの場として、食や文化、趣味等を通じて人と人の交流を広げるカフェ。狭山ニュータウン地区では、南中学校区円卓会議が運営している。

【サ行】

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害に備え、被害を軽減するための活動を行う組織。

住宅ストック

現在すでに建築されており、その地域に蓄積された社会的資産としての既存住宅のこと。

循環バス

市役所や市内の各種公共施設の利用促進や市民の生活利便性の向上等を目的として、本市が南海バスに補助金を出して運行している路線バス。

【タ行】

タブレット端末

コンピュータ製品の分類の一つで、板状の筐体（きょうたい）の片面が触れて操作できる液晶画面（タッチパネル）になっており、ほとんどの操作を画面に指を触れて行うタイプの製品のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援といった高齢者を支えるサービスが一体的に提供されるシステム。

地域防犯ステーション

本市の防犯活動の拠点として、各小学校に設置している。その運営については、校区内の各種団体、小学校、ボランティア等の協働によって行われている。

地区計画

地区の特性に応じてきめ細かなルールを定め、建築または開発行為を規制・誘導することをめざした都市計画法に定められた都市計画の手法の一つ。

地区福祉委員会

自治会や老人クラブなどの各種団体や関係機関の代表者、民生委員・児童委員などで構成された社会福祉協議会の内部組織。おおむね小学校区単位で結成されている。

特殊詐欺

不特定の人に対して、対面することなく、電話、FAX、メールを使って行う詐欺のこと。

【ナ行】

長屋建

住宅の建て方を区分したもので、2つ以上の住宅を1棟に建て連ねたもの。各住宅が壁を共有し、それぞれ別々に外部への出入口を持っているもの。

【ハ行】

バリアフリー

障がい者や高齢者等が自立した生活を送れるように、都市、環境、建築などの物理的な障がいのほか、社会制度や意識、情報伝達での障壁など、すべての障壁を取り除くという考え方。

プラットフォーム

地域の多様な人々が参加し、対話や交流を重ねながら、新しい活動や価値を生み出していくための基盤となる仕組みのこと。

【マ行】

マルシェ

その地域において自ら生産した農作物、水産物、畜産物および加工品、工芸品などを持ち寄って販売する「都市型マルシェ」のこと。

民生委員・児童委員

民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置される職。児童福祉法の児童委員を兼務し、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。

南中学校区円卓会議

大阪狭山市まちづくり円卓会議条例に基づき、南中学校区を単位として設置された組織のこと。コミュニティカフェ、花いっぱい運動、元気ウォーキング、健康講座・元気クラブ、防犯パトロール等の事業を実施している。平成25年10月にNPO法人の認証を取得した。

【ヤ行】

用途地域

都市計画法及び建築基準法に基づき、住居、商業、工業その他の用途を適切に配分し、建築物の用途、密度及び形態などに関する制限を設定することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るもの。

【ラ行】

リノベーション

リフォームよりも大規模な改修工事の事。既存の骨格（構造）だけを残し、用途や機能を変更して性能を向上させたり、価値を高めたりすること。

【アルファベット】

D I Y

Do-It-Yourself の略称。専門業者に任せずに、自らの手で修繕や塗色等を行い、快適な生活空間をつくろうとする概念。

I C T

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

N P O

Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略称。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

狭山ニュータウン地区活性化指針

平成31年（2019年）3月

発行：大阪狭山市

編集：大阪狭山市 政策推進部 企画グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

TEL 072-366-0011 FAX 072-367-1254

E-mail kikaku@city.osakasayama.osaka.jp